

ワクチン(新型コロナワクチンを含む)接種に係る 健康被害救済制度について



健康被害救済制度とは

ワクチン接種では、一時的な発熱、接種部位の腫れや痛み等、比較的好く起こる副反応以外にも、極めて稀ではあるものの、副反応による健康被害（病気になったり、障がいが残ったりすること）が生じることがあるため、救済制度が設けられています。救済制度では、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残ったりした場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済（医療費等の給付）を受けることができます。

健康被害救済制度の対象となる予防接種

定期接種	A類疾病	ジフテリア	百日せき	ポリオ	破傷風	
		B型肝炎	Hib感染症	小児肺炎球菌感染症	風疹	麻疹
		水痘	日本脳炎	ヒトパピローマウイルス感染症(HPV)	ロタウイルス	結核(BCG)
	B類疾病	高齢者肺炎球菌ワクチン	高齢者の季節性インフルエンザ			
臨時接種		新型コロナワクチン				

申請から認定・給付の流れ

救済制度については、健康被害を受けたご本人やその保護者の方が、予防接種を受けられた時に住民票を登録していた市町村に申請することになっています。市では、申請された書類をもとに、予防接種健康被害調査委員会での調査後、県を通じて国（厚生労働省）に報告します。厚生労働省による認定にあたっては、第三者によって構成された疾病・障害認定審査会で、予防接種との因果関係を審査します。市はその通知をもとに申請者に審査結果をお知らせします。

給付の種類と必要書類

給付の種類ごとに必要な書類は異なり、請求に必要な書類の様式は、厚生労働省のウェブサイトからダウンロードできます。



各務原市健康被害申請費助成金支給制度の新設について

国に健康被害救済制度(国救済制度)を申請するためには、受診した医療機関からカルテ等の写しを取り寄せて提出する必要がありますが、これらの文書を取り寄せる際に発生した手数料(文書料)は国救済制度に認定された場合でも自己負担となります。

そこで各務原市では、コロナワクチンや定期接種後に健康被害が疑われ、国救済制度を申請する方の経済的負担が少しでも軽くなるよう、**文書料を助成する制度を創設しました。**

対象者

新型コロナウイルスワクチンおよび予防接種法で定める定期接種の接種後、国救済制度の申請を市へ行い、市がその申請を適正と認めた方
※本制度が開始されるまでに国救済制度の申請を行った方についても、過去5年に遡って申請が可能です。

支給金額

初回の申請に係る文書費用(診療録や診断書の費用)の合計金額を**1件あたり上限5万円**まで支給します。

申請方法

国救済制度の申請後、各務原市健康被害申請費助成金支給申請書兼請求書に下記書類を添付して市に提出してください。

- (1) 国救済制度を申請する際に使用した文書費の金額が分かる領収書等
 - (2) その他、市長が必要と認める書類
- 申請書の様式等の詳細は市ウェブサイトをご確認ください。



新型コロナウイルスワクチンの副反応等の相談体制について

新型コロナウイルスワクチンにあっては、岐阜県が、副反応等に対する相談体制と専門的な医療体制を整備しております。万が一、接種後に体調不良等がある場合は、下記をご参考に県のコールセンターまたは接種を受けられた病院へご相談ください。

まずは、接種を受けた医療機関やかかりつけ医等に受診・相談
頻度の高い軽度の副反応は、接種医・かかりつけ医で対応します

診療の結果、さらなる検査・治療等が必要と判断された場合、これらの対応が行える医療機関を紹介



※加えて、岐阜大学医学部附属病院において、専門的な知見から、医療機関へのサポート体制を構築しています。

出典・参考：岐阜県ホームページ
「ワクチン接種後の副反応等に対応する医療体制の確保」より

●お問い合わせ先

定期接種(新型コロナウイルス以外)に関する健康被害等について

各務原市役所 健康管理課
TEL.058-383-7570
[平日8時30分~17時15分]

新型コロナウイルスに関する健康被害等について

各務原市役所 ワクチン接種対策室
TEL.058-383-7297
[平日8時30分~17時15分]

新型コロナウイルスの有効性や安全性について

厚生労働省
TEL.0120-761770
[9時~21時/土日・祝日も可]